

## 宝塚市雨水貯留施設設置助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自らの住宅に雨水貯留施設を設置しようとする市民に対して、宝塚市雨水貯留施設設置助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、雨水の流出抑制及び有効利用を図り、良好な水循環型社会の創出と意識の高揚を図ることを目的としています。

### (定義)

第2条 この要綱における「雨水貯留施設」とは、屋根からの雨水を対象として設置する雨水貯留槽とします。ただし、容量が100リットル以上で、宝塚市雨水貯留施設設置基準（以下「設置基準」という。）で定める基準を満たした雨水貯留施設とします。

### (助成対象者)

第3条 この要綱による助成の対象者は、公共下水道区域内の戸建て住宅又は集合住宅に居住し、当該敷地に雨水貯留施設を設置する市民とします。

ただし、申請者が居住者の場合は、建築物の所有者の同意を得るものとします。

- 2 助成金の交付対象となる雨水貯留施設は、戸建て住宅については1棟につき1基とし、集合住宅については1棟につき2基までとします。
- 3 同一住宅に対して、助成金の交付は、原則として1回限りとします。

### (助成金額)

第4条 助成金の額は、雨水貯留槽の購入費及び設置費用の総額の2分の1以内で、限度額を30,000円とします。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

### (交付申請)

第5条 助成を受けようとする市民（以下「申請者」という。）は、宝塚市雨水貯留施設設置助成金交付申請書（以下「申請書」という。（様式第1号））を、上下水道事業管理者（以下「管理者という」）に提出してください。

- 2 前項の申請書の添付書類は、以下のとおりです。
  - (1) 工事見積書等
  - (2) 位置図
  - (3) 配置図（平面図、構造図）
  - (4) 誓約書（様式第2号）
  - (5) その他管理者が必要と認める書類
- 3 申請書は、雨水貯留施設設置工事に着手する前に管理者に提出してください。

(決定の通知)

第6条 管理者は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、助成の適否を決定し、その旨を文書（様式第3号、様式第4号）により、申請者に通知します。

(変更報告)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者（以下「助成対象者」という。）が、助成金申請内容を変更するときは、雨水貯留施設設置変更届（様式第5号）を管理者に提出してください。

- 2 管理者は、前項の規定による雨水貯留施設変更届の提出があったときは、変更内容を審査検討し、前条の規定による決定を変更することができます。
- 3 助成対象者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、事業完了予定日の前日までに管理者に報告し、その指示を受けてください。

(完了報告)

第8条 助成対象者は、宝塚市雨水貯留施設設置完了報告書（様式第6号）を管理者に提出してください。

- 2 前項の報告書の添付書類は、以下のとおりです。
  - (1) 工事出来高書（雨水貯留施設費用、工事費用等の内訳）
  - (2) 工事写真
  - (3) 施工業者等からの領収書等の写し
  - (4) 宝塚市雨水貯留施設助成金交付請求書（様式第8号）
  - (5) その他管理者が必要と認める書類
- 3 第1項の報告書は、雨水貯留施設の設置工事が完了後30日以内、又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに提出してください。
- 4 管理者は、第1項の報告書の提出を受け、完了検査を実施します。

(確定の通知及び交付)

第9条 管理者は、前条の完了検査において助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、宝塚市雨水貯留施設設置助成金交付確定通知書（様式第7号）による通知を行うとともに助成金を交付します。

(助成金交付の取消し)

第10条 管理者は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、助成金の交付の全部又は一部を取り消します。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第 11 条 管理者は、助成金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期間を定めて助成金の返還を命ずることができます。

(管理義務等)

第 12 条 助成金の交付を受けた者は、雨水貯留施設を、当該助成に係る金銭の交付を受けた日の属する年度の翌年度から 7 年以上存続させてください。

2 第 1 条の目的に反した使用や、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供することはできません。

3 管理者がやむを得ないと認めるときは、この限りではありません。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、管理者が別に定めるものとします。

(附則)

この要綱は、平成 16 年 8 月 3 日から施行します。

(附則)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行します。

(附則)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。